破産手続廃止

平成２１年（フ）第４９号
宮城県登米市迫町佐沼字天神前77番地の１
破産者　株式会社佐沼印刷センター
１　決定年月日　平成22年５月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２２年（フ）第５号
三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区長島1648番地７、住民票上の住所三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島399番地９
破産者　長井　秀幸
１　決定年月日　平成22年５月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２２年（フ）第４号
千葉県香取市仁良1194番地１
破産者　宇都木敏弘
１　決定年月日　平成22年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部

平成２１年（フ）第７６号
富山県高岡市上関町３番43号
破産者　有限会社コウリュウ設計
１　決定年月日　平成22年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第３１５号
三重県三重郡菰野町大字小島1204番地
破産者　石川千代子
１　決定年月日　平成22年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第４１８号
三重県三重郡菰野町大字下村1004番地12、商業登記簿上の本店所在地三重県亀山市野村３丁目６番７号
破産者　有限会社ティーエスシー
１　決定年月日　平成22年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第４１９号
三重県三重郡菰野町大字下村1004番地12、商業登記簿上の本店所在地三重県四日市市城西町13番28号
破産者　株式会社ブレイン
１　決定年月日　平成22年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第４２０号
三重県三重郡菰野町大字下村1004番地12
破産者　神宮司道宏
１　決定年月日　平成22年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第４２１号
三重県三重郡菰野町大字下村1004番地12
破産者　神宮司はるみ
１　決定年月日　平成22年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第４２３号
三重県四日市市大字松本１番地４
破産者　村田百合子
１　決定年月日　平成22年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第８号
三重県四日市市西富田３丁目４番11号　エスペランサ202
破産者　尾崎　公明
１　決定年月日　平成22年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第１２号
三重県四日市市千歳町６番地
破産者　有限会社四日市港産
１　決定年月日　平成22年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第５７５号
大阪市中央区西心斎橋１丁目６－３
破産者　株式会社起承転結
１　決定年月日　平成22年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２５０１号
大阪市西区南堀江４丁目17番18号
破産者　株式会社キュートク
１　決定年月日　平成22年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６２５２号
大阪市中央区南船場４丁目10番５号
破産者　株式会社ベネフィックスコンサルティング
１　決定年月日　平成22年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６６５２号
大阪市中央区高津町１丁目７－７
破産者　マサオ株式会社
１　決定年月日　平成22年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７０１６号
大阪府茨木市沢良宜西４丁目７番12号
破産者　ＯＨＫ商会株式会社
１　決定年月日　平成22年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９０７６号
大阪市淀川区塚本１丁目19番31号、商業登記簿上の本店所在地大阪市淀川区塚本１丁目９番６号
破産者　有限会社北大阪装備
１　決定年月日　平成22年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６１２号
大阪市住吉区清水丘１丁目３番13号
破産者　株式会社ワンズ・イーブン
１　決定年月日　平成22年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８５９号
大阪市鶴見区放出東１丁目27番16号
破産者　株式会社井上金属
１　決定年月日　平成22年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０２８号
大阪府守口市大日東町15番16号
破産者　有限会社中野金型製作所
１　決定年月日　平成22年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４２６号
大阪市天王寺区大道１丁目７番11号
破産者　有限会社イニシオ
１　決定年月日　平成22年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

第明治三十五種郵便物認可